

斜体文字は西ドイツ公証人法(「外国公証法」昭和58年、成文堂)による。その他は中山先生の訳による。

項目	日本				ドイツ			
	条文	公証人法	条文	公証人法施行規則	条文	連邦公証人法	条文	証書作成法
公証人の義務	26条	公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及能力ノ制限ニ因リテ取得スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス	13条	<p>1 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。</p> <p>2 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。</p>	14条	<p>1 公証人は、宣誓に忠実に、その職務を司らなければならない。公証人は一方の当事者の代理人ではなく、当事者双方の公正なる援護者である。</p> <p>2 公証人は、その職務執行に際し、その職務上の義務と相容れない場合、特に明らかに不法もしくは不正の目的を追求するような行為に協力を求められたときは、その職務の執行を拒絶しなければならない。</p> <p>3 公証人は、その職務の内外における言動により、その職に対し寄せられる尊敬と信頼に値するものたることを示さなければならない。</p> <p>4 公証人は、当事者のため、消費貸借、土地売買の仲介をしたり、または職務行為と関連して保証人となり、もしくはその他の担保責任を負担してはならない。公証人は、また、その使用者がこれらの行為に関係しないよう配慮しなければならない。</p>	17条	<p>1項 公証人は、当事者の意思を探知し、事実関係を明らかにし、当事者らに行為の法的射程を教示し、当事者らの表示を明瞭かつ一義的に再現すべきである。その際公証人は、錯誤と疑問を避けるよう、そしてまた、無経験で不慣れな当事者が不利益を受けないよう、注意すべきである。</p> <p>2項 行為が、法律ないし当事者らの真意に合うかどうか疑問があるときは、その疑問につき、当事者らと論議すべきである。公証人が行為の有効性を疑うのに、当事者らが証書作成に固執するときは、公証人は、与えた教示とこれらに対する当事者らとの陳述とを、証書中に付記すべきである。</p> <p>2 a項 公証人は1項および2項の義務を遵守することが保障されるようよう証書作成手続を形成しなければならない。消費者契約の場合には、特に以下の点に留意しなければならない。</p> <p>1. 消費者の意思表示が消費者本人または信頼できる人物(Vertrauensperson)によって公証人の面前でなされること、および、</p> <p>2. 消費者が証書作成の対象について事前に検討する十分な機会をもつこと；</p> <p>民法第311条b第1項1文および第3項の証書作成義務に服する消費者契約の場合には、原則として、当該法律行為の予定されている文言が証書作成の2週間前に消費者に届けられていること。</p> <p>公証人のその他の職務上の義務は影響を受けない。</p>
							[参考] 連邦公証人会 の執務 指針	<p>1. 公証人は、法律により証書作成を必要としたことによって追求されている目的が達成されるよう、特に、証書作成の保護機能および教示機能が維持され、従属的または偏頗の外観が避けられるよう、証書作成手続を形成しなければならない。特に、多数の同じ種類の法律行為が証書作成される場合で、その法律行為が同一人物に関係し、またはその法律行為によって同一人物が経済的利益を得るような場合に、このことが当てはまる。証書作成の対象につき検討する機会が当該関係人に十分に与えられることも、これに含まれる。これらの点に鑑み、以下に掲げるような手続きのやり方は、原則として許されない。a) 無権代理人による機械的な(システムチックな)証書作成。b) 有権代理人による場合でも、本人が事前の証書作成行為によって、これから締結すべき法律行為の内容について十分に教示されることが保障されないような、機械的な証書作成。c) 公証人の補助者を代理人とした機械的な証書作成。但し、履行行為(Vollzugsgeschaeft)はこの限りでない。公証人が共同の職務遂行のために結びついていた者または共同の事務所を運営する者についても、同じことが妥当する。d) 契約を申込みと承諾に機械的に分離した証書作成。相当な理由により分離が正当化される限り、教示をより必要とする当事者の方から申込みがなされるべきである。e) 囑託人が複数の場合に5名を超える署名で同時に証書作成すること。2. 法律行為の本質にかかわる合意を他の証書(関連証書Bezugsurkunden)で引用する方法(証書作成法 13条a)を濫用することも許されない。</p>

公証人の個人責任	旧6条	【削除】公証人其ノ職務ニ付囑託人其ノ損害ガ公証人ノ故意又ハ過失ニ因ツテ生ジタル場合ニ限り之ヲ賠償スルノ責ニ任ズ			19条	<p>(1) 公証人が、故意または過失により、他人に対して自己の負う職務上の義務に違反したときは、これにより生じた損害を賠償する義務を負う。公証人に過失の責任のみ存するに止まる時は、被害者において、他の方法により賠償を得ることができないときに限り、これに対する請求することができる。ただし、第23条、第24条の場合における公証人と囑託人との間の職務行為には、これを適用しない。その他の点では、公務員の行った職務違反の場合における損害賠償に関する民法の規定が準用される。国家が公証人に代わって責任を負うことはない。</p> <p>(2) 公証人試補が第23条、第24条に定めた行為を独立して処理する場合に、義務違反を行ったときは、第1項を準用して公証人試補が責任を負う。公証人が公証人試補に業務を委託し独立の処理を任せるときは、公証人は試補と並んで連帯債務者として責任を負う。ただし、公証人と試補の間では、試補のみが義務を負う。試補と国家との雇用関係(第7条3項)によって国家の責任が発生することはない。試補が公証人の代理として活動したときは、第46条により責任が決まる。</p> <p>(3) 第1項および第2項による損害賠償請求権については、訴訟物の価額にかかわらず、地方裁判所が専属管轄を有する。</p>
	【参考】国家賠償法1条	<p>1 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。</p> <p>2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体が、その公務員に対して求償権を行使する。</p>			19条a	<p>【職務責任保険】</p> <p>(1) 公証人は、公証人の職務活動および公証人の責任下にある職員の活動から生じる財産損害について責任を負う危険を填補するため、職務責任保険に加入する義務を負う。保険は、国内での営業資格を有する保険会社において、保険監督法の規準に従って定められた普通保険約款の下で加入しなければならない。保険は、1文により付保すべき全ての危険を填補し、公証人に対する損害賠償請求権を惹起しうる個々の義務違反すべてに適用されるものでなければならない。</p> <p>(2) 次の償請求権は保険の範囲から除外される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 故意の義務違反による損害賠償請求権。</li> <li>2. EU域外の法に関する法律相談に関連した活動から生じた損害賠償請求権。ただし、その法律の適用可能性が認識されなかった点に職務上の義務違反が存在するときは、この限りでない。</li> <li>3. 公証人事務所職員の着服による損害賠償請求権。ただし、公証人が過失により職員を監督する職務上の義務に違反したことを理由に請求されている場合を除く。</li> </ol> <p>職務上の義務違反が存在し、1号による除外理由が存在するか否かだけに争いがあり、それゆえ保険会社が清算を拒否する場合、保険会社はそれでも、故意による損害を填補する保険会社に適用される最低保険金の額までは支払義務を負わなければならない。責任保険会社が損害賠償請求権者に満足を与えた限りで、その損害賠償請求権者の公証人、公証人会、第67条3項3号の保険会社またはその他の賠償請求権者に対する請求権は、責任保険会社に移転する。責任保険会社は、2文により代わりにその義務を負った者に対して、受託者と同様に、自己の支払った額の賠償を求めることができる。</p> <p>(3) 最低保険金の額は、各保険事故ごとに500,000ユーロである。保険年度内に生じた全ての損害に対する保険会社の支払は、最低保険金額の2倍の額までに制限することができる。保険契約は、保険会社に対して、保険契約の始期、終期ないし解約、並びに予め定めた保険の範囲に影響を与える保険契約の変更を、遅滞なく州司法省および公証人会に伝える義務を課さなければならない。保険契約の中で、職務行為を処理する過程で生じる全ての義務違反を、それが公証人の行為によるものであろうと公証人の補助者によるものであろうと、保険事故とみなす旨、合意することができる。</p> <p>(4) 自己負担額を最低保険金額の100分の1までとする合意も許される。</p> <p>(5) 保険契約法158条c2項の意味における管轄官庁は、州司法省である。</p> <p>(6) 連邦司法省は、経済状況の変動により被害者の十分な保護を保障するために必要と認められるときは、1項による強制保険の最低保険金額につき、連邦参議院の同意を得て法令により別段の定めを置く権限を有する。</p>